

第14号議案

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和47年品川区条例第15号）

の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「1,250万円」を「2,000万円」に改める。

第3条の表3の項中「12,500,000円」を「20,000,000円」に改め、同表8の項中「15,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同表13の項中「5,000,000円」を「30,000,000円」に、「2,000,000円」を「、2,000,000円」に、「据置き」を「据置き12月を含む10年以内。ただし、第6条第2号に該当する場合にあつては、据置き」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の規定に基づき、この条例の施行の日前に融資あつ旋した者に係る小規模企業特別事業資金、創業支援資金および緊急資金の融資限度額ならびに緊急資金の融資期間については、なお従前の例による。

（説明）小規模企業特別事業資金、創業支援資金および緊急資金の融資限度

額を引き上げるほか、緊急資金の融資期間を延長する必要がある。